

特定保健指導業務（単価契約）に係るプロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 件名

特定保健指導業務（単価契約）

(2) 業務の目的

清瀬市では、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病予防の推進及び医療費適正化の一環として、特定健診・特定保健指導などの生活習慣病対策に取り組んでいる。

令和7年度の特定保健指導の目標実施率が22%である中、令和6年度の指導実施率は約18.5%と目標値に到達しておらず、更なる実効性の向上が課題となっている。

清瀬市が実施する特定健康診査の結果から特定保健指導が必要と判定される者（以下「対象者」という。）に対して特定保健指導を実施するにあたり、①対象者への利用勧奨②受付対応③動機付け支援④積極的支援に係わる業務を委託し、特定保健指導の利用率の向上を図るとともに、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数を減少させることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「特定保健指導業務（単価契約）仕様書（資料2）」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和11年9月30日まで。

(5) 予算規模

14,660,580円 [予算根拠等：債務負担行為]

令和8年度 3,697,870円

令和9年度 4,836,370円

令和10年度 5,020,400円

令和11年度 1,105,940円

(6) 委託料の請求

請求に関しては、毎月請求するものとし、請求の際、明細を添付するものとする。積極的支援は、初回時の面談終了をもって契約単価の10分の4の出来高とし、残る10分の6は支援がすべて完了した段階で確定するものとする。継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、契約単価の10分の4に応じた分のみの支払とする。動機付け支援は、初回時の面談終了をもって契約単価の10分の8の出来高とし、残る10分の2は支援がすべて完了した段階で確定するものとする。委託料の請求の際に小数点以下の端数が生じたときは切り捨てる。請求に関しては、毎

月請求し、請求の際、明細を添付するものとする。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 清瀬市における入札参加資格を有していること。
- (2) 清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づき更生手続きの開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成11年第225号）第21条第1項の規定に基づき、再生手続きの開始の申立てをしているとき、手形または小切手が不渡りとなっていないこと等。）にないこと。
- (5) 平成25年度以降に区市町村（都道府県を除く地方公共団体）の特定保健指導業務の受託実績があること。

3. 企画提案書等の作成及び提出

参加事業者は、別紙「特定保健指導業務委託（単価契約）仕様書（資料2）」に定める仕様に沿った企画提案書等の必要書類を、「企画提案書等作成要領（資料3）」に基づき以下のとおり作成し提出すること。

(1) 参加表明書

① 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
参加表明書	【様式1】 添付資料：入札参加資格登録証の写し	1部

② 提出方法

ア. 提出期間

令和8年4月8日（水）午前8時30分から

令和8年5月8日（金）午後3時まで

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ. 提出先

本実施要領「12. 担当課」に掲げる担当課

ウ. 提出方法

持参又は郵送、いずれの方法でも提出期間内必着とする。なお、郵送による場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(2) 企画提案書

① 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
企画提案書	【様式2】 企画提案書表紙	1部
	【様式3】 業務実施体制	8部 (様式3～4を1組とする)
	【様式4】 業務実績	
	【様式自由】 業務提案書 添付資料：業務行程、スケジュール表	8部
	【様式5】 見積内訳書	1部
	【様式自由】 見積書	8部
	【参考資料】 参加事業者の自社パンフレット	1部

② 提出方法

ア. 提出期間

令和8年5月1日（金）午前8時30分から

令和8年5月8日（金）午後3時まで

※持参による場合の受付時間は、休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ. 提出先

本実施要領「12. 担当課」に掲げる担当課

ウ. 提出方法

持参又は郵送、いずれの方法でも提出期間内必着とする。なお、郵送による場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

4. 質問の受付及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成、提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに仕様書及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

① 提出方法

別紙、「【様式5】 質問票」に質問内容を記入のうえ、電子メールで送付すること。なお、質問書の提出回数は、1回のみとする。また、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

② 提出先

本実施要領「12. 担当課」に掲げる担当課

③ 受付期間

令和8年4月8日（水）午前8時30分から

令和8年4月24日（金）午後5時15分まで

④ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、令和8年4月30日（木）（予定）に全社（担当者）宛てに電子メールにて送付する。

5. 審査概要

特定保健指導業務（単価契約）に係るプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本件業務に適していると認められる業者を選定する。

（1）審査方法

委員会において、提出された企画提案書等の内容について審査し、企画提案内容を総合的に評価する。審査にあたっては、企画提案書等の内容に関する事業者のプレゼンテーションを実施し、これを参考にすることとする。

評価は評価項目別に点数化して実施し、評価点数の合計点が最高得点となった事業者を受託候補者として選定する。

（2）評価項目

評価項目は下表に掲げるとおりとする。

評価項目		評価のポイント	配点
① 業務提案内容 ・業務提案書	対象者の特性の把握	国民健康保険の被保険者が対象であることと、市の特性を考慮した企画があるか	5
	利用勧奨の内容	利用申し込みの状況に合わせて、案内文書の内容変更などの柔軟な対応ができるか	7
		利用勧奨のノウハウが充実しているか、また申し込みを増やす工夫があるか	9
	利用勧奨の実施スケジュール	利用勧奨は、初回面談開始までスピード感をもって実施できるか	8
	対象者の生活習慣を変化させる工夫	対象者の生活習慣を変化させる工夫が有効かつ妥当なものか	11
	対象者の特性に合わせた指導の例	対象者の特性に合わせた指導が実施できるか 情報通信技術を活用した遠隔型の特定保健指導を実施する場合、体制（機器、アプリケーション、指導に従事する者の習熟度、対象者へのフォローなど）が妥当か	9
	支援終了後の	支援終了後の行動継続につなげる工夫が有効かつ	7

評価項目		評価のポイント	配点
	行動継続につながる工夫	妥当なものか	
	脱落者防止策	指導実施中の脱落者発生防止について、効果の見込める取組を提案しているか	9
	事故対応、苦情対応	適切に事故対応や苦情対応ができる対応策がとられているか (窓口、手順、連絡体制等)	5
②プレゼンテーション	説明力	企画提案の説明、質疑応答における説明力は十分か	6
③ 業務体制・業務実績 ・様式3、4	業務体制	担当者の状況（資格、経験、研修受講歴等）と業務執行体制は妥当か	7
		業務遂行に必要な実績があるか	6
④費用 ・見積書	経費見積	業務に見合った適切な経費であるか	11
評 価 合 計			100

(3) 結果通知

審査結果については、令和8年5月22日（月）（予定）までに本市より書面で通知する。

(4) その他

審査経緯及びその内容についての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立てについても受け付けない。

6. プレゼンテーション

(1) 実施日

令和8年5月18日（月）（予定） ※時間については別途通知する。

(2) 場所

しあわせ未来センター2階 ボールルーム

(3) 提案時間

プレゼンテーション 20分

質疑応答 15分

(4) その他

プレゼンテーション時の追加資料の使用は認めない。

7. 日程

公募開始（告示日）	令和8年4月8日（水）
質問受付締切	令和8年4月24日（金）午後5時15分まで
質問回答	令和8年4月30日（木）
参加表明書、企画提案書等受付締切	令和8年5月8日（金）午後3時まで
プレゼンテーション	令和8年5月18日（月）（予定）
結果通知	令和8年5月22日（金）（予定）
契約締結	令和8年6月下旬（予定）

8. 失格条項

本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- （1）提出書類に虚偽の記載があった場合。
- （2）参加資格を満たさなくなった場合。
- （3）本業務委託料見積金額が本実施要領「1.（5）予算規模」に掲げる額を超過する場合。
- （4）審査の公平性を害する行為があった場合。
- （5）企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- （6）前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為のあった場合。

9. 受託候補者の取消し等

委員会は、受託候補者の選定後に失格条項が発覚した場合、もしくは受託候補者が辞退を申し出た場合は、受託候補者としての決定を取り消すものとする。なお、この場合は、新たなプロポーザル審査は実施せず、プロポーザル審査の結果第2順位となった参加事業者を繰り上げて、受託候補者として選定する。

10. 業務委託契約に関する事項

- （1）市は、委員会が選定した受託候補者を本業務委託契約に係る随意契約相手先として特定し、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。
- （2）本業務の委託契約内容は、業務委託仕様書その他、清瀬市契約事務規則（昭和61年4月1日規則第4号）及び清瀬市業務委託契約約款によるものとする。
- （3）本業務の実施にあたっては、企画提案書等に記載された担当者は、特別な理由がある場合を除き変更することはできない。

11. その他留意事項

- （1）本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- （2）提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- （3）提出された企画提案書等は返却しない。

- (4) 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。
- (5) プレゼンテーションには、特別な理由がある場合を除き企画提案書等に記載された担当者（実際に本業務を担当する者）が出席すること。
- (6) 提出があった企画提案書等は、原則、プロポーザル審査以外の用途に使用しない。ただし、清瀬市情報公開条例（平成13年清瀬市条例第20号。以下「条例」という。）による公文書開示請求があった場合は、市が条例第7条に規定する不開示事項に該当すると判断した情報を除き、原則、すべて開示するものとする。

提出事業者において、企画提案書等に掲載する情報が開示にあたって支障がある情報である場合は、企画提案書等とは別途に資料を調製し、その旨を当市プロポーザル担当者に事前に通知した上で資料の提出を行うものとする。この場合において、市が条例に規定する不開示事項に該当しないと判断した場合は、この情報を開示する場合もある。

1 2. 担当課

〒204-8511

清瀬市中里5丁目842番地

清瀬市生涯健幸部健康推進課成人保健係

T e l : 0 4 2 - 4 9 2 - 5 1 1 1 （内線 2 4 1 3）

F a x : 0 4 2 - 4 9 5 - 9 2 2 2

E - m a i l : ken_sui@city.kiyose.lg.jp

1 3. 添付資料

- (1) 提出書類の様式（資料1）
- (2) 仕様書（資料2）
- (3) 企画提案書等作成要領（資料3）